

入札公告

平成29年 7月24日

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長

会長 永野 正雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
乗用自動車(ステーションワゴン)
- (2) 品名及び数量
乗用車 1台
- (3) 形状その他
仕様書のとおり
- (4) 納期期限
平成29年9月29日(金)まで
- (5) 納入場所
仕様書のとおり
- (6) 予定価格
非公表
- (7) 入札方式
本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。
- (8) 入札方法
ア 入札金額は、総価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市の競争入札参加資格「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」において「04-01自動車」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 出荷確約書
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 社会福祉法人広島市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- オ 正当な理由がなくして契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、次により配布する。

(1) 配布期間

入札公告の日から平成29年7月28日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号 広島総合福祉センター内
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
電話 082-264-6400(直通)

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

社会福祉法人広島市社会福祉協議会ホームページ (<http://shakyo-hiroshima.jp/>): [広島市社協からのお知らせ]→「入札(物品購入)について」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

ア 配布期間

前記3(1)に同じ。

イ 配布場所

前記3(2)に同じ。

(2) 入札書、仕様書等の配布方法

社会福祉法人広島市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできる。これにより難しい場合は前記3(1)(2)において配布する。

(3) 契約条項、仕様書等に関する問い合わせ先

前記3(2)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

(5) 入札回数

入札回数は2回限りとする。

(6) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年7月31日(月)午前10時00分

イ 場所

広島市南区松原町5番1号 広島総合福祉センター5階
団体交流スペース

(7) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下、「資格確認申請書等」という。）を持参により提出するものとする。

(1) 提出先

前記3(2)に同じ

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期限

平成29年8月4日(金)の午後5時まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

(1) 前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札。

ウ 入札金額を訂正したもの。

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札。

(3) 契約保証金

要。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときには、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 特約事項

必要な特約事項については、協議会の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。